

中国模倣被害実態アンケート調査結果

2001.12.14

JETRO 北京センター

1. 本調査の目的

この調査は、拡大する中国の模倣品(ニセモノ)問題の実態について、中国に進出している日系企業のその被害状況を明らかにし、日本政府及び関連団体における今後の模倣対策の取組みを強化・検討する際の基礎データとすべく実施したものである。

調査期間は、2001年11月12～20日、中国全国の商工会議所、商工会等に参加している現地日系製造業を中心に3,256社に対して実施した。

なお、本調査は経済産業省・特許庁の委託を受けてJETRO北京センター（協力：在中国日本商工会議所、JETRO大連・上海・香港各センター）が行ったものである。

2. 回答結果

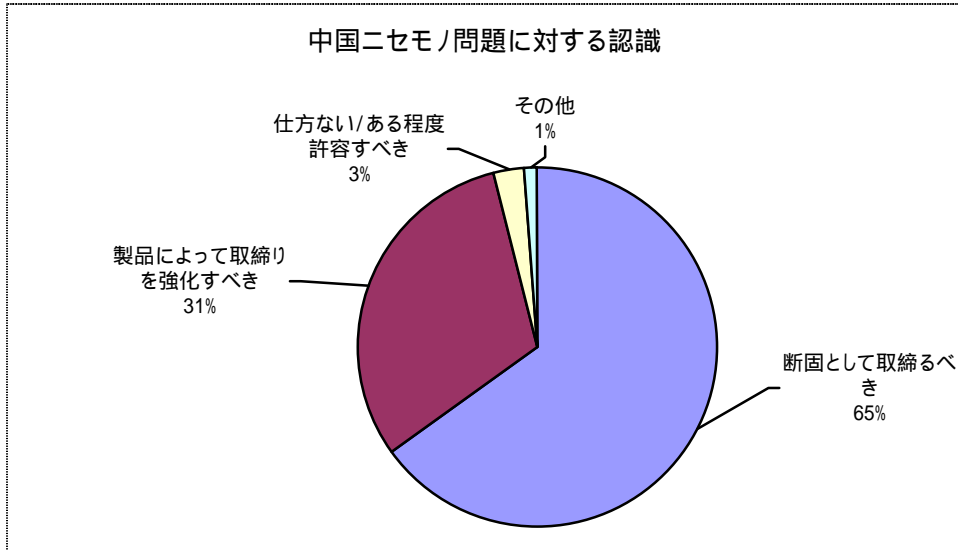
(1) 基本項目

回答企業数	672社	
所在地別内訳	北京市 88	上海市 153
	重慶市 11	天津市 70
	遼寧省 56	山東省 33
	江蘇省 79	安徽省 1
	湖北省 4	四川省 3
	浙江省 17	福建省 7
	広東省 76	香港 66
	その他 8	
業種別内訳	機械製造業	77
	電子電気製造業	182
	繊維雑貨製造業	66
	食品化学医薬品製造業	89
	陶磁器製造業	4
	その他製造業	148
	卸売業	35
	小売業	10
	その他サービス業	42
本社資本金別内訳	5千万円未満	41
	5千万円以上1億円未満	49
	1億円以上3億円未満	93
	3億円以上	455
進出形態別内訳	中国企業との合弁	249
	他国企業との合弁	32
	日系企業のみ現地法人	284
	その他	81

(2) 各設問に対する回答(全25問)

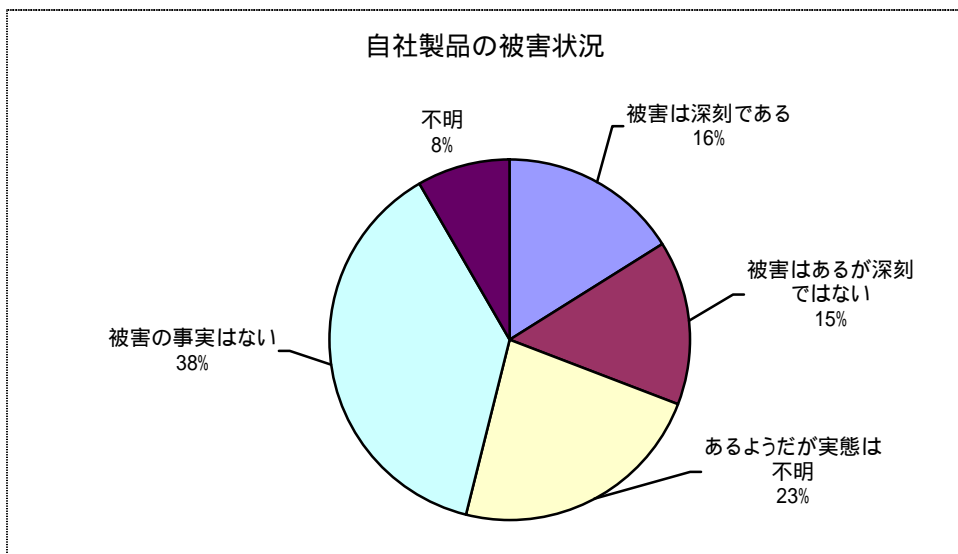
問1. 中国のニセモノ問題についての認識

「断固として取締るべき」(65%)、「製品によっては取締りを強化すべき」(31%)を合わせると96%。業種や企業規模を問わず「ニセモノを放置してはならない」とする強い認識がある。



問2. 自社製品のニセモノ被害状況

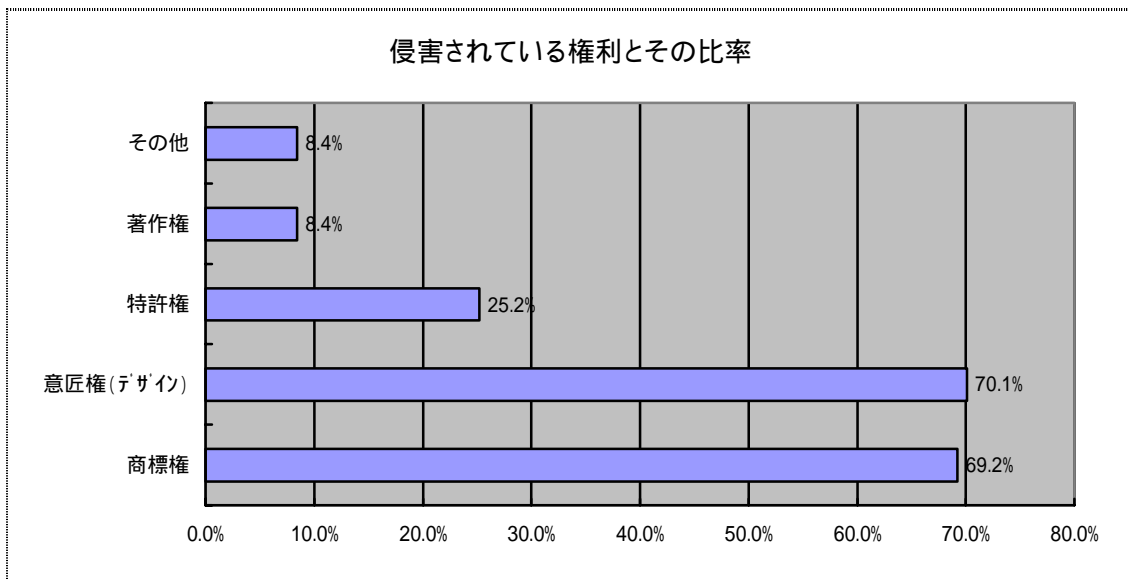
「被害は深刻である」とする企業は16%、「被害はあるが深刻ではない」とする企業は15%であり、ニセモノの事実を把握しているのは31%。一方、「あるようだが実態は不明」とする企業は23%もあり、企業自身もニセモノの事実を十分把握していない状況が伺える。また、業種別に深刻とするのは、機械31%、陶磁器25%、電子電気16%、食品14%、繊維13%の順となっている。地域別には、重慶市46%、福建省29%、北京市27%、香港24%の順となっている。



(注) 以下問3以降は、問2で「被害あり」または「あるようだが実態は不明」とする企業のみが回答。

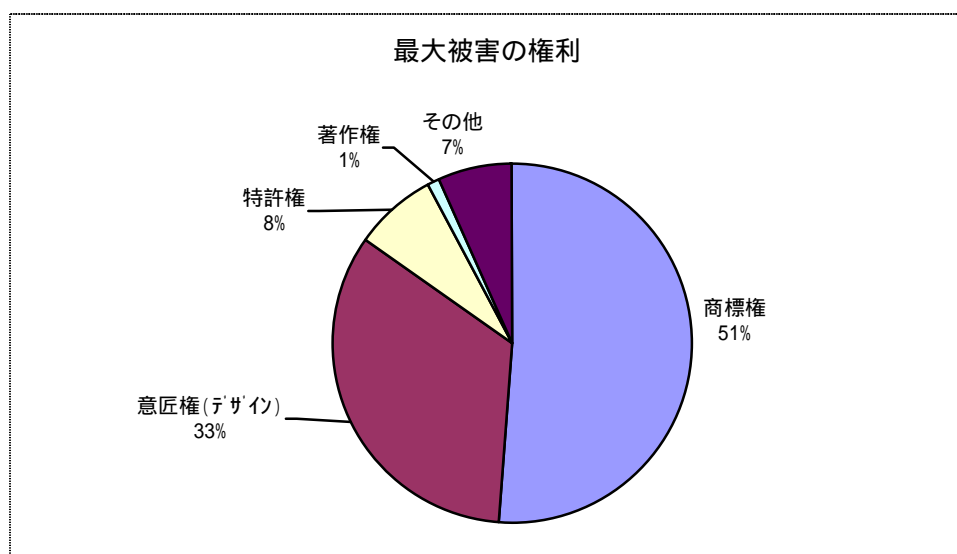
問3 . 侵害されている知的財産権の種類

侵害されている権利は、意匠権(デザイン)70%、商標権69%の二つに集中。模倣品が外観・商標を盗用し本物に似せたそのものであることを示している。また、技術の中核をなす特許権侵害も25%を超え、ニセモノが技術的にも向上していることが伺える。



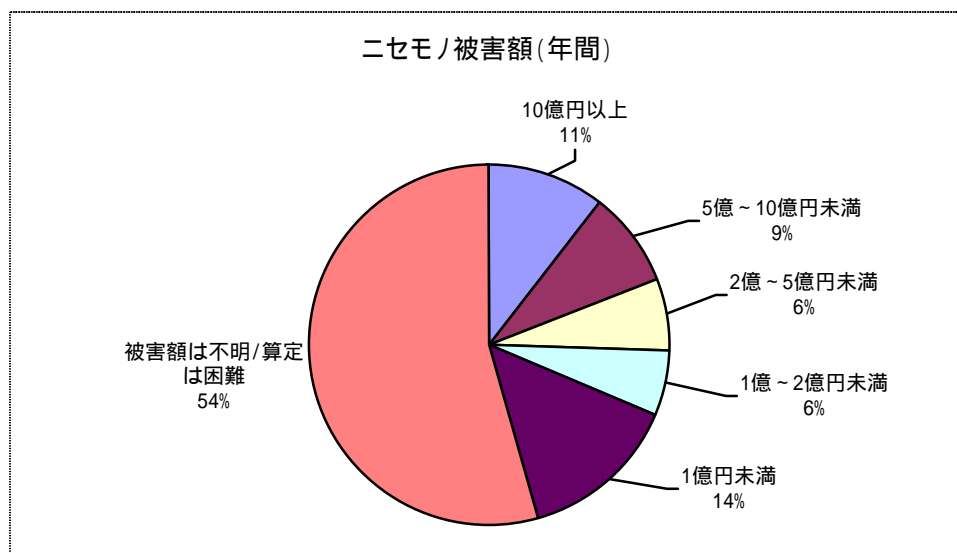
問4 . ニセモノ被害の最も大きな知的財産権

一方、被害の大きさで言うと、商標権の被害(51%)が最大であり、意匠権の被害(33%)より大きい。



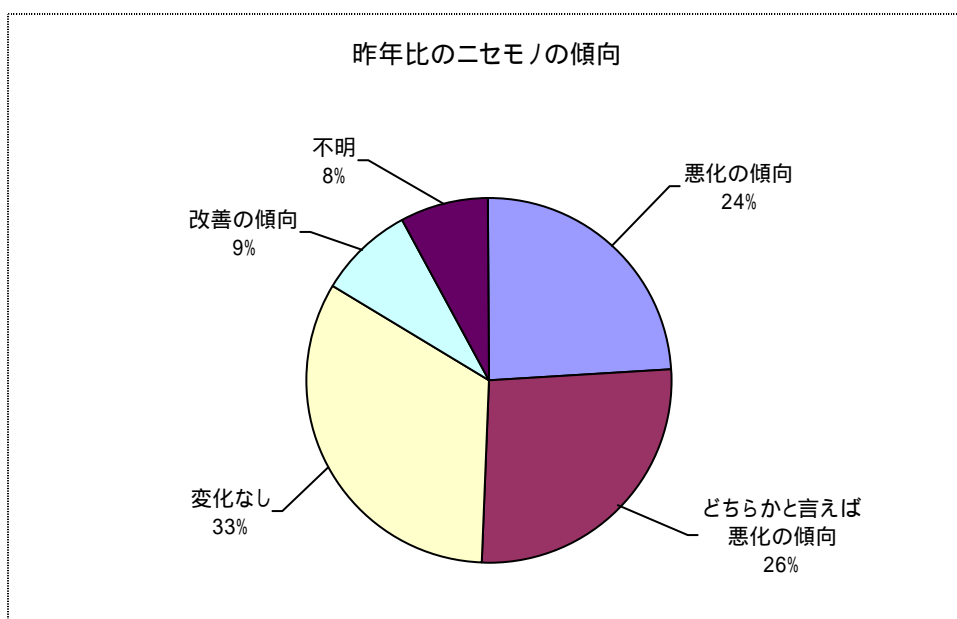
問5 . 二セモノによる年間被害額

二セモノによる真正品の売上損失が10億円以上とする企業は11%、1億円以上とする企業は全体の31%にもなる。一方、被害額の算定は不明/困難とする企業は半数を超えており、二セモノ被害の把握の難しさを示している。



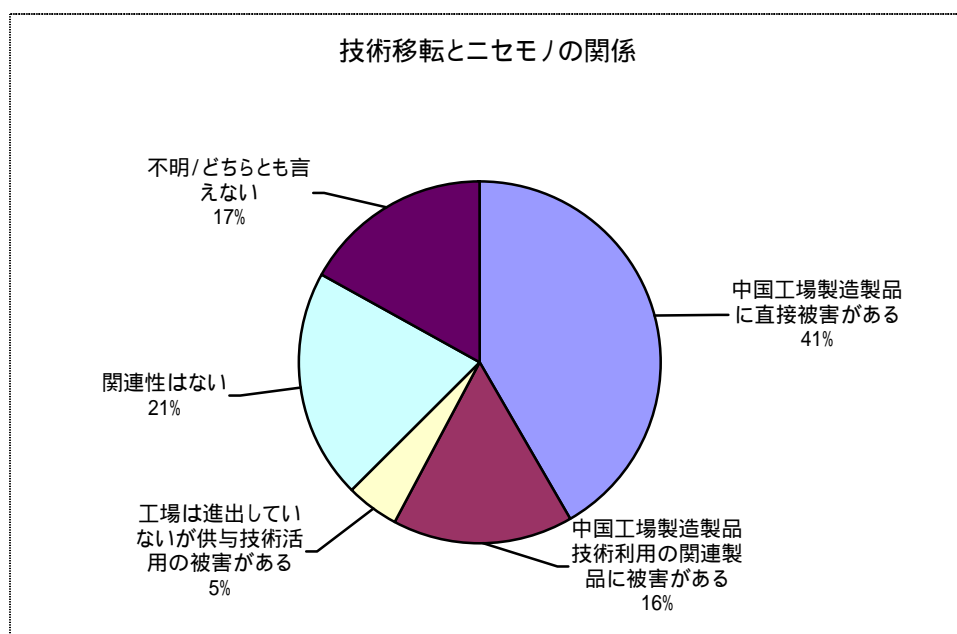
問6 . 昨年と比較した二セモノ被害の状況

「悪化の傾向」(24%)、「どちらかといえば悪化の傾向」(28%)を合わせると、半数以上の企業が二セモノ被害は悪化傾向にあるとしており、「改善の傾向」と見ている企業は一割にも満たない。昨年末から行われている中国政府による二セモノ取締り強化策の効果が未だ現れていないことを示す結果と言える。



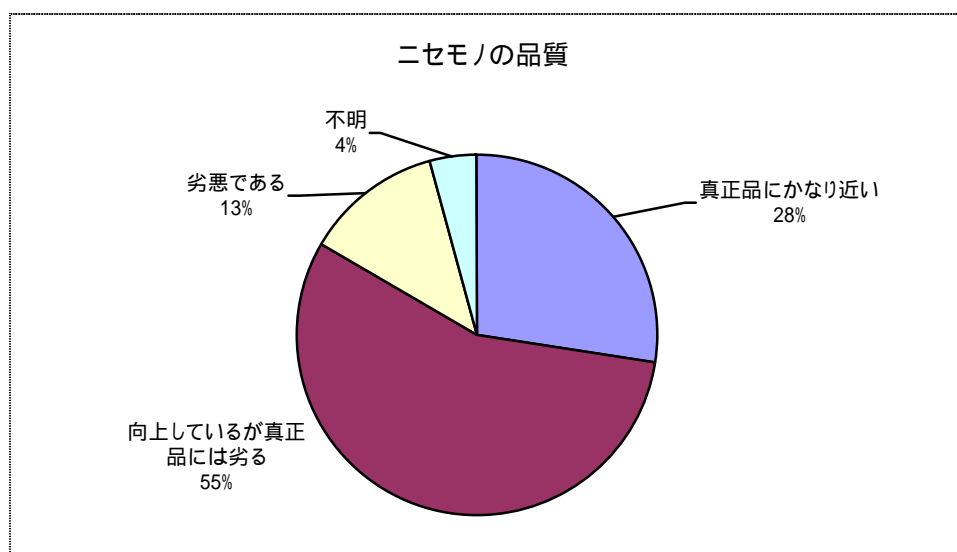
問7 . 中国への技術移転とニセモノ被害の関連性

「中国工場で生産している製品へ直接の被害がある」とする企業は41%、「中国製造製品技術又は供与技術に被害がある」とする企業は21%であるのに対し、「技術移転と関連性はない」とする企業は21%。技術移転とニセモノとは、かなり相関関係があると言える。今後中国への投資、生産活動を計画している企業にとっては、十分な予防措置と対策が必要であることを示している。



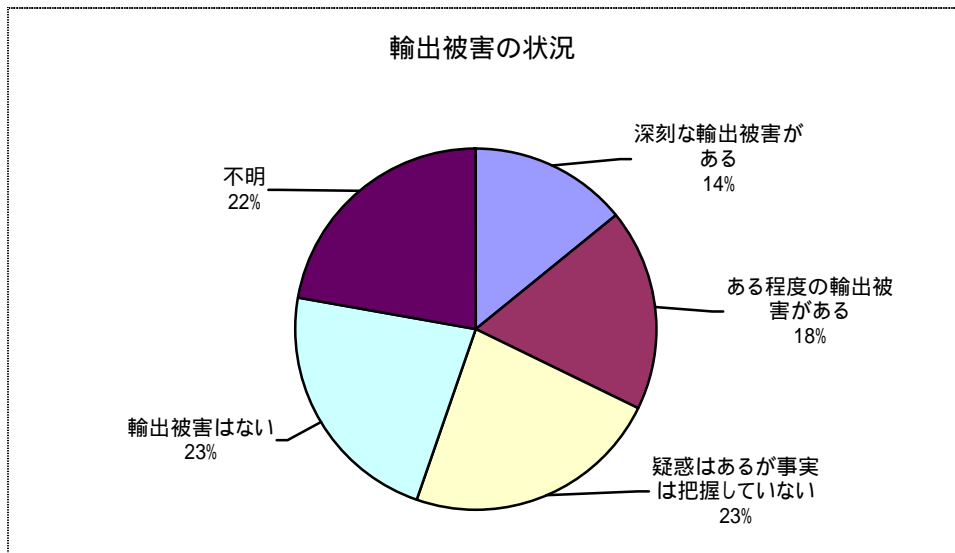
問8 . 中国製ニセモノの品質

28%の企業が「真正品にかなり近い」とし、56%の企業が真正品には及ばないが「向上している」と回答している。先の特許権侵害(25%)と考え合わせても、ニセモノ業者の技術力が相当程度向上してきたことを示している。



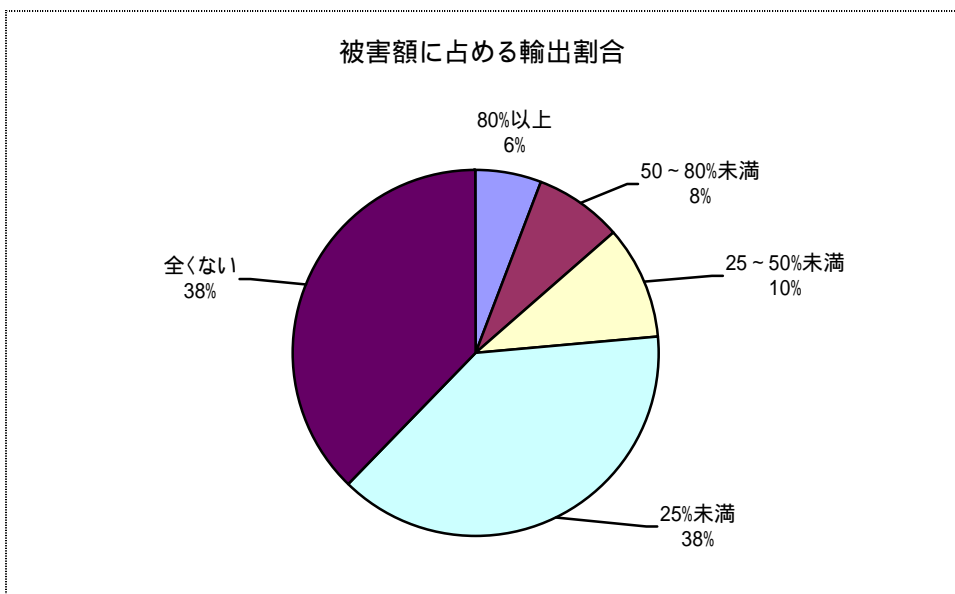
問9 . 中国製二セモノの輸出状況

「深刻な輸出被害がある」とする企業は14%、「ある程度」(18%)「疑惑あり」(23%)を含めると55%の企業が「輸出の被害がある」としており、世界市場への広がりという事態の深刻さを表している。業種別には、機械で19%が深刻であるとしてトップ、以下電子電気16%、その他製造業16%と続いている。



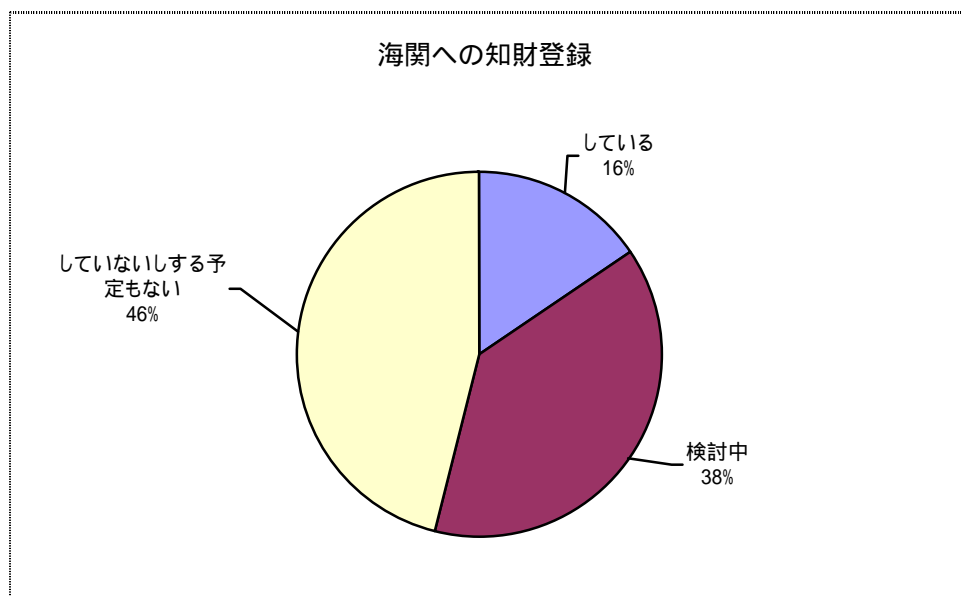
問10 . 総被害に占める輸出被害の割合

二セモノ被害全体に占める輸出被害の割合が25%以上とする企業は24%であり、輸出被害はあるものの、被害額の割合はそれ程大きくない状況にある。今後の対策強化により拡大を防ぎ得る範囲と言うことが出来るかもしれない。



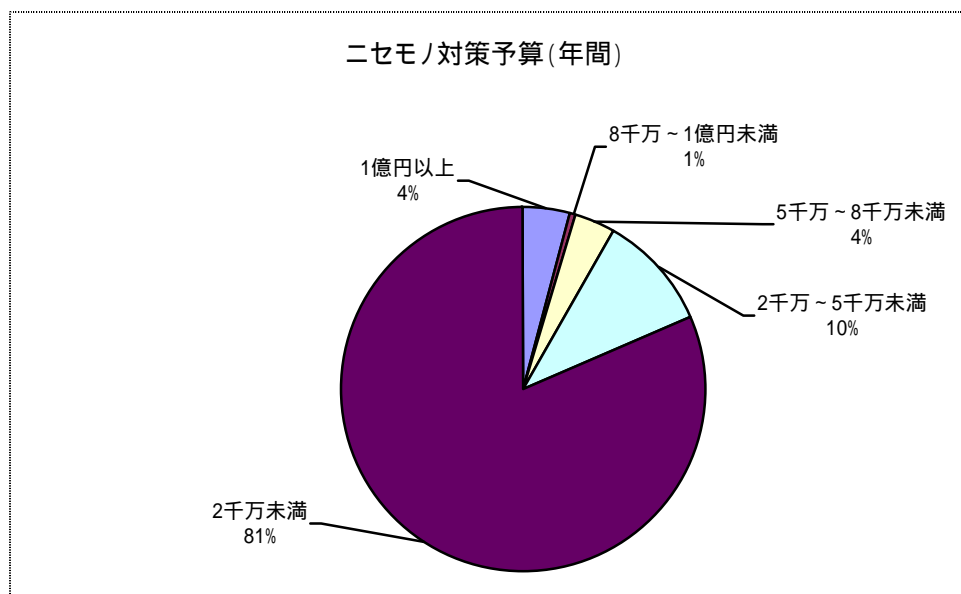
問 11 . 海関総署への知的財産権登録

輸出の差止めを行うための海関総署への知的財産権の登録を行っている企業は 16% と少ない状況にある。これは、現時点で輸出被害額自体がそれほど大きくないことや手続き・運用に問題があることも一因であると考えられる。一方、「今後検討する」企業は 38% であり、今後の被害拡大を防ぐ上からも積極的な対応が必要と思われる。



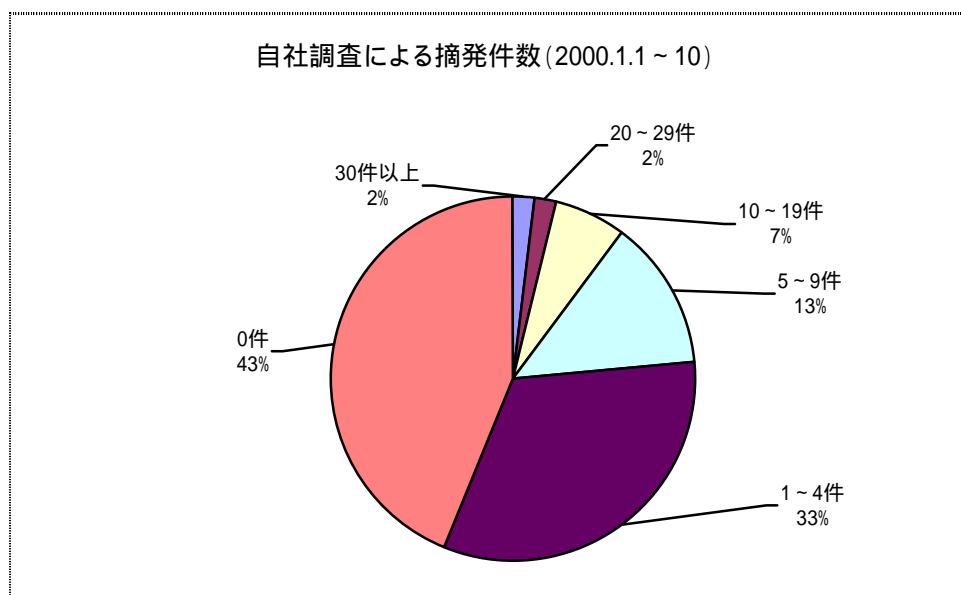
問 12 . ニセモノ対策予算

多くの欧米企業が億単位の規模でニセモノ対策に取り組んでいるのに対し、1 億円以上を投じている日系企業はわずか 4%、2 千万円未満とする企業が圧倒的多数 (81%) である。欧米企業が「金を厭わず断固として取締る」という姿勢を示しているのに対し、ニセモノ対策を費用対効果で判断する日系企業の傾向が現れていると言える。



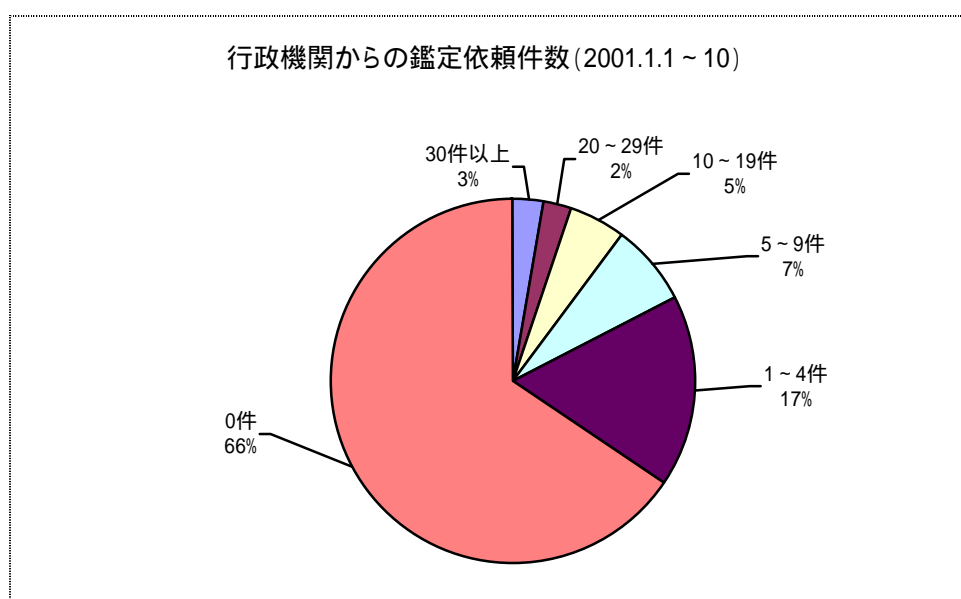
問 13 . 自社調査による摘発件数

今年（1月からの10ヶ月間）で、10件以上摘発した企業は10%。ニセモノ対策予算に比例するように、自社調査によるレイド（摘発）件数は、ニセモノが悪化しているという傾向にありながら、1～4件が33%、0件は43%にもなる。自発的な摘発行動が少ないことが、更なるニセモノの発生を生んでいると言えるかもしれない。



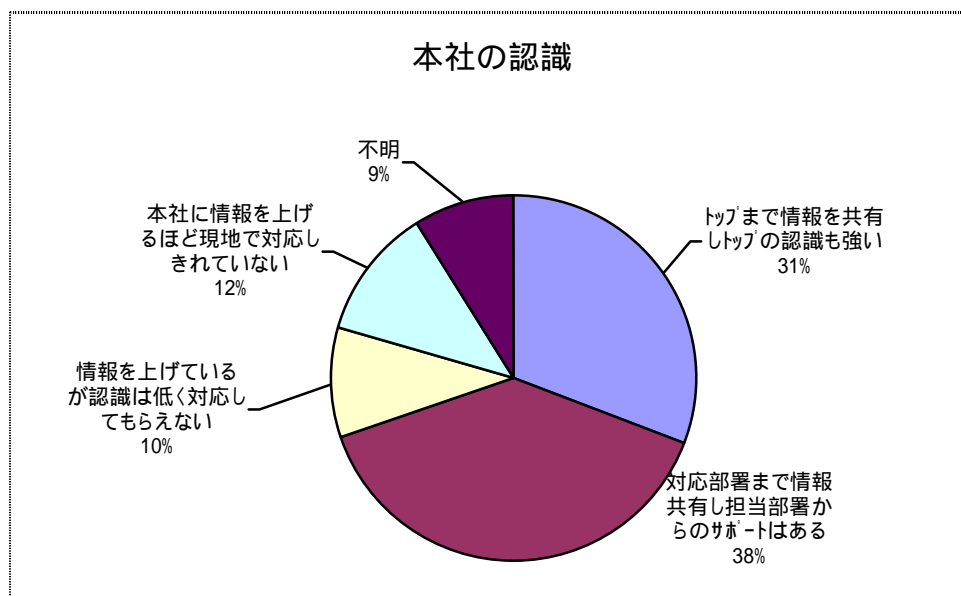
問 14 . 中国行政機関からの鑑定依頼件数

今年（1月からの10ヶ月間）で、中国政府のニセモノ取締り担当機関からの鑑定依頼、すなわち行政機関による自らの摘発行動が10件以上あったとする企業数は日系企業自らが行った摘発件数とほぼ同数(10%)であり、権利者からの告発なしにある程度摘発は行っているとも言える。0件とする企業も大多数であるが、行政側からすればやはり有名ブランドの特定企業や自発的に告発を行っている企業の取締りを行う傾向は、ある程度仕方がないと言えるかもしれない。



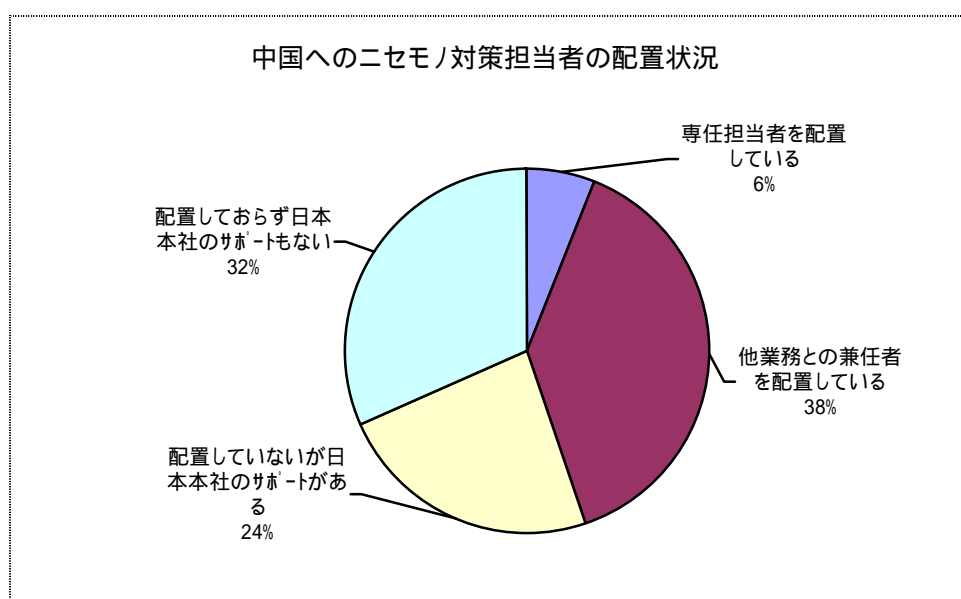
問 15 . 本社のニセモノ問題に対する認識度

「本社トップも強い認識を持っている」とする企業は 31%。「情報を上げても対応してもらえない」(10%)、「現地に対応しきれていない」(12%)とする企業は合わせて 22%にもなる。この数値の母数は、疑惑も含めてニセモノ被害がある企業であり、トップ自らが指揮し命令を下す多くの欧米系企業と比べても、この問題に関する日系企業経営陣の認識が必ずしも高いとは言い難いのではないだろうか。



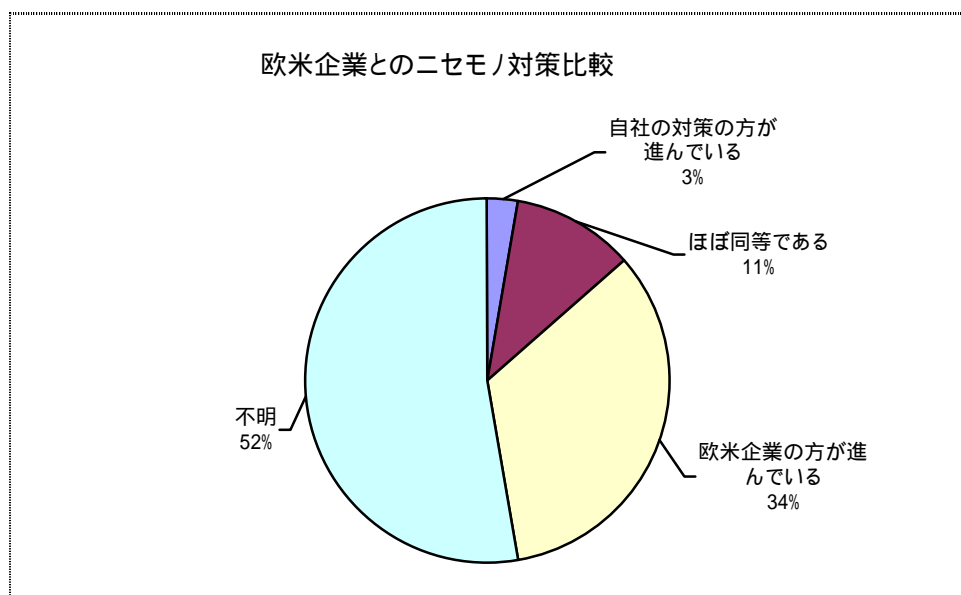
問 16 . 中国法人内へのニセモノ対策担当者の配置

専任担当者を配置している企業はわずか 6%、兼務(39%)と合わせても半分にも満たない。資本金 3 億円以上の大企業でも、専任 8%、兼務 51%とその傾向は同じである。実務上、ニセモノ対策は片手間にできる程の仕事ではなく、中国における日系企業の更なる取組み強化が必要であると言えるのではないだろうか。



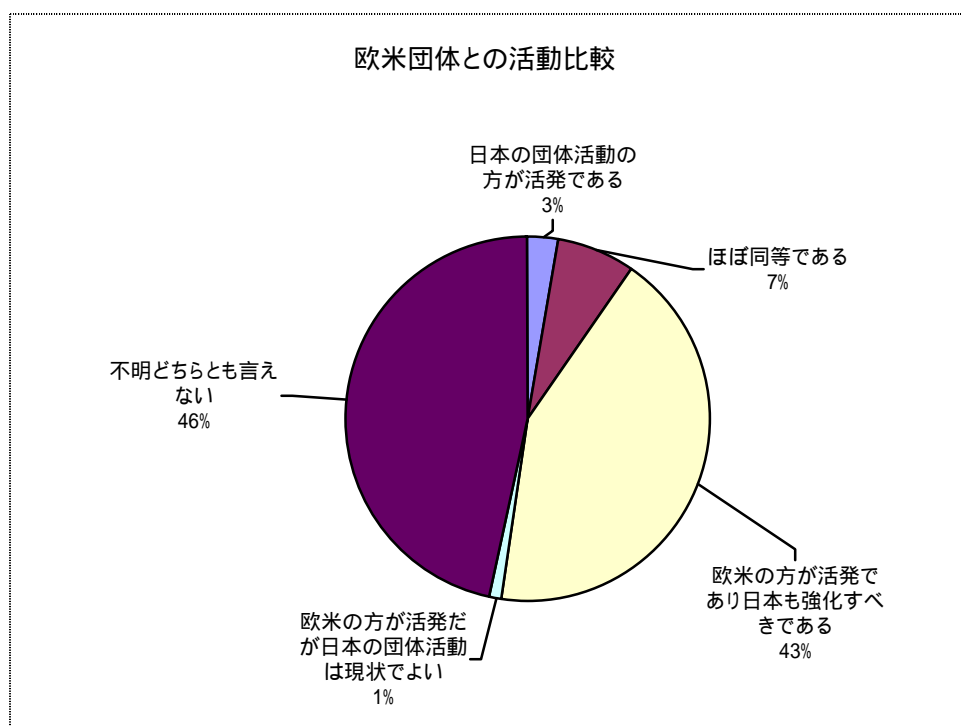
問 17 . 欧米系企業と自社との二セモノ対策比較

欧米系企業と自社との比較判断についても、「自社の方が進んでいる」とする企業はわずか 3%であり、34%の企業は彼らの方が進んでいると認識している。一方、不明とする企業は 53%であり、ほとんど情報を得ていないことを示している。



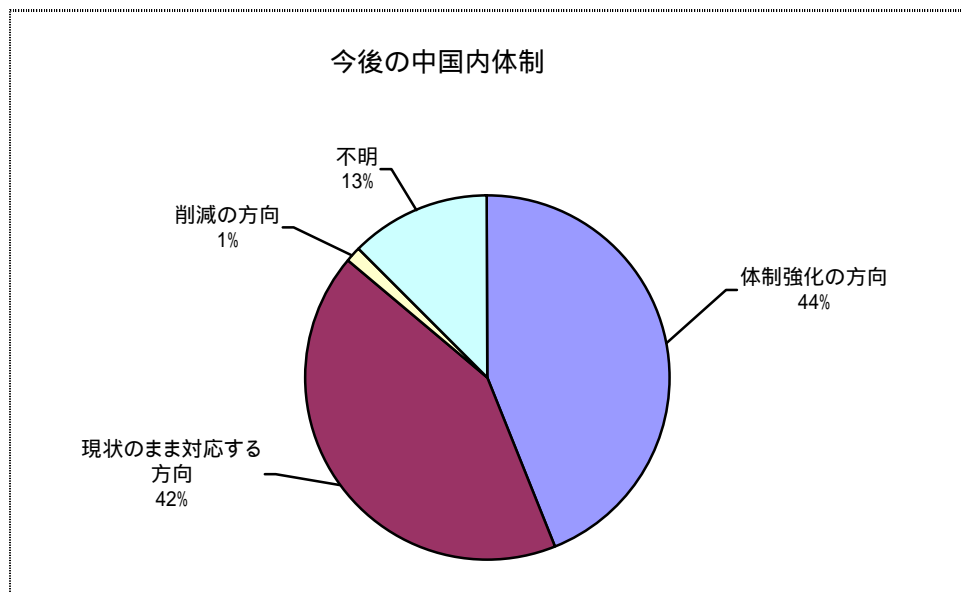
問 18 . 欧米系団体と日系団体との活動比較

団体活動についても、「日系団体の方が進んでいる」とする企業はわずか 3%であり、43%の企業が彼らの方が進んでいると認識している。



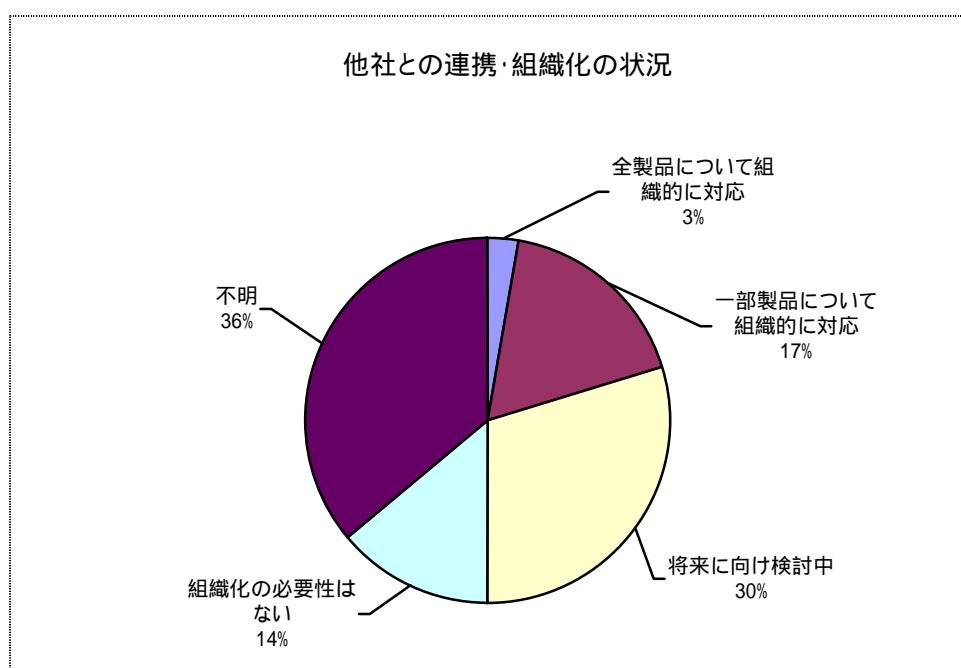
問 19 . 今後の社内体制

今後の体制については、「強化する」企業が 44%であるのに対し、「現状のまま」とする企業は 42%、「削減」が 1%。ニセモノ問題への意識はありながら、体制を強化する企業は半数にも満たない状況にある。



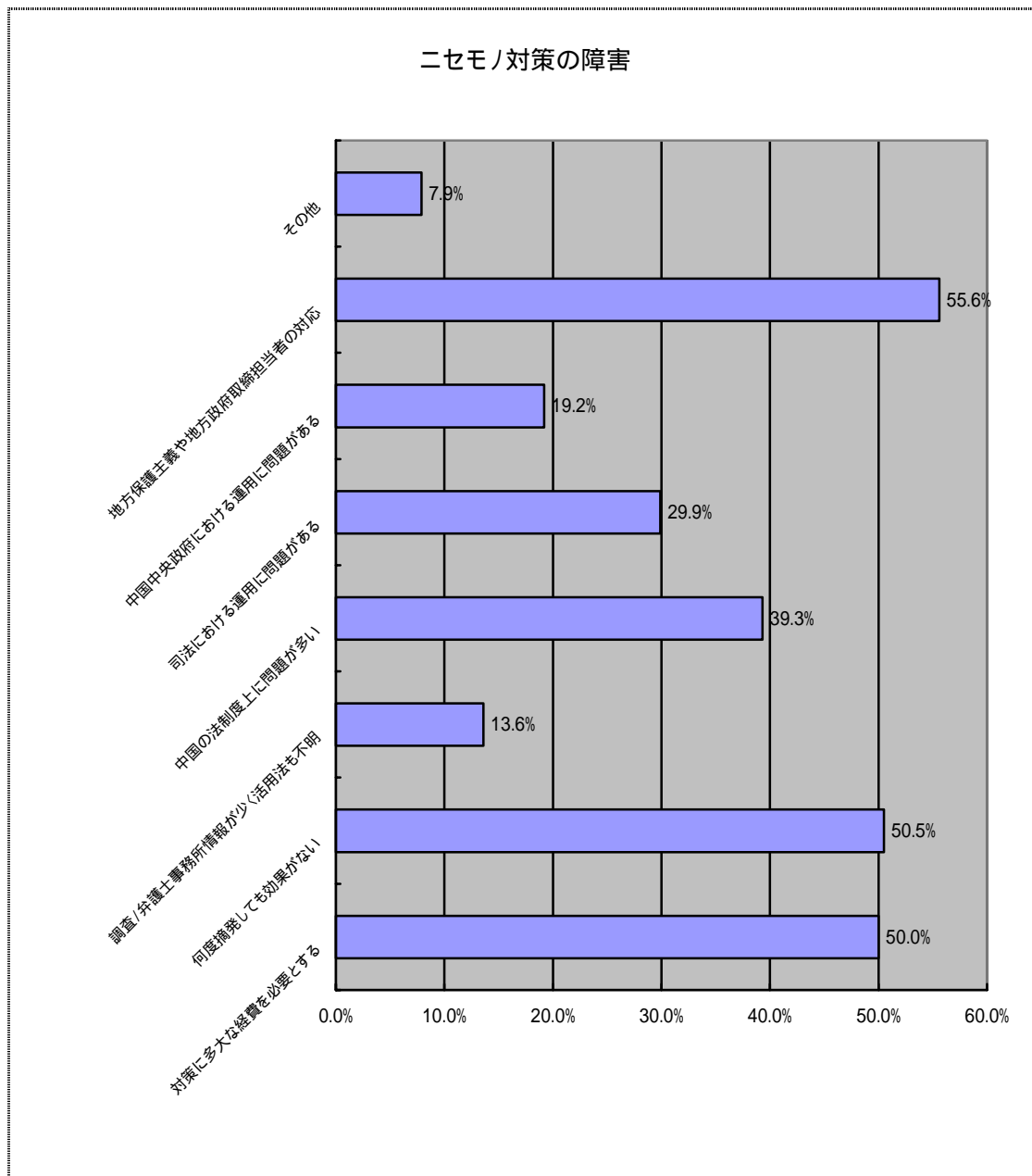
問 20 . 他社と組んだ組織的活動

他社との連携を図っている企業は 20%、検討中は 30%。多くのニセモノ業者は複数社の製品を同時に製造販売するケースも多く、組織的対応の効果は大きいと言われてい
るが、現状においては組織的対応がまだなされていないと言える。



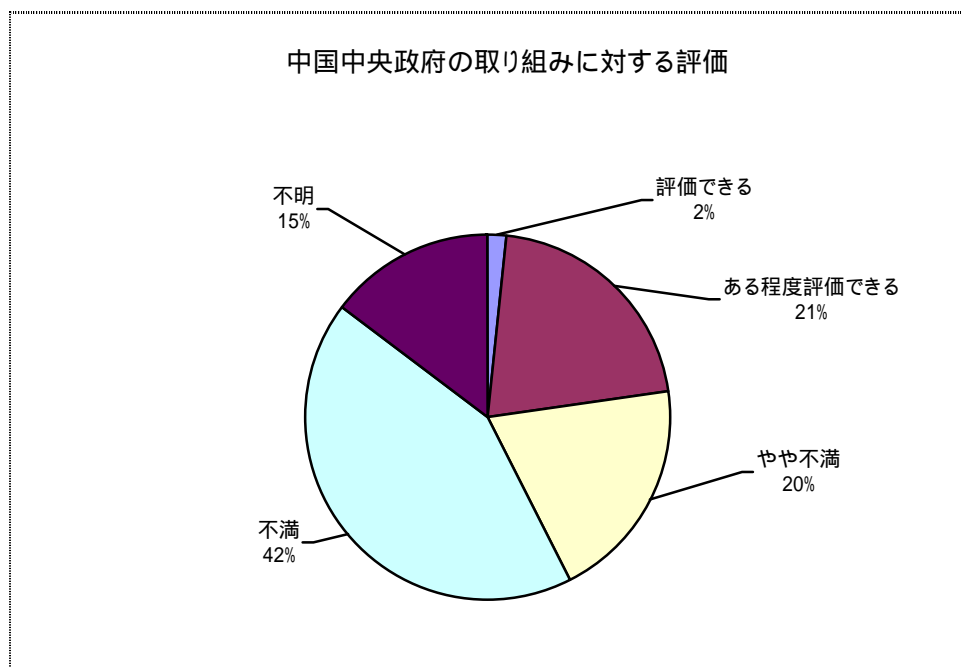
問 21 . ニセモノ対策の障害

ニセモノ対策の障害としては、「地方保護主義」(56%)、「摘発の効果なし」(51%)、「多大な費用」(50%)、と回答した企業が半数を超えている。また、法律及び司法の運用に問題があるとする企業もそれぞれ 39% , 30%に上っている。



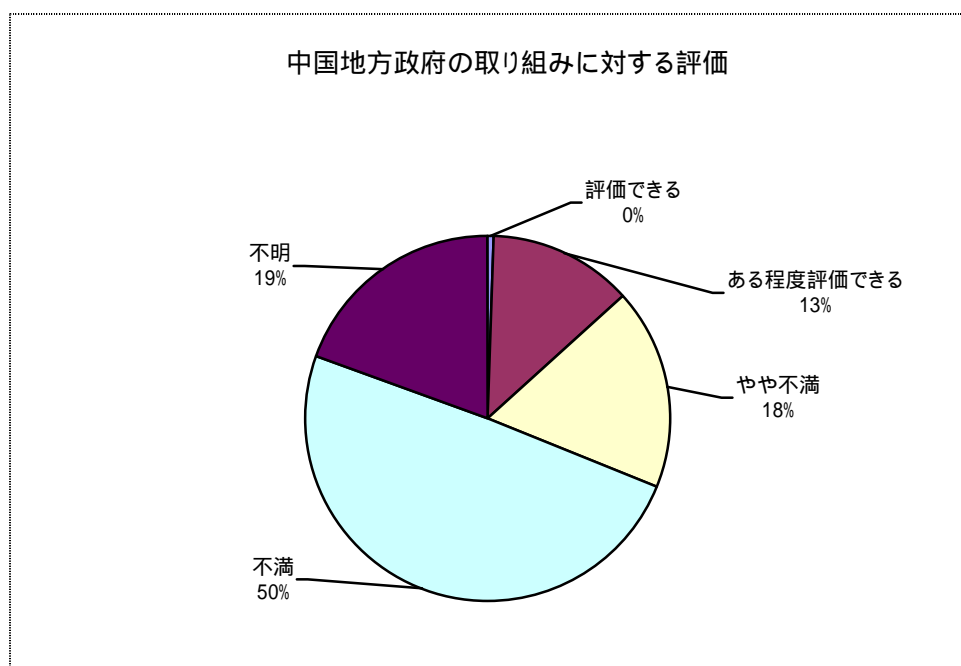
問 22 . 中国中央政府の二セモノ取締りに対する評価

中国中央政府を「評価できる」とする企業はわずか 2%。「ある程度評価できる」(21%)と合わせても 23%である。一方、「不満」は 42%、「やや不満」(20%)と合わせると 62%にもなり、中央政府への不満は大きい。



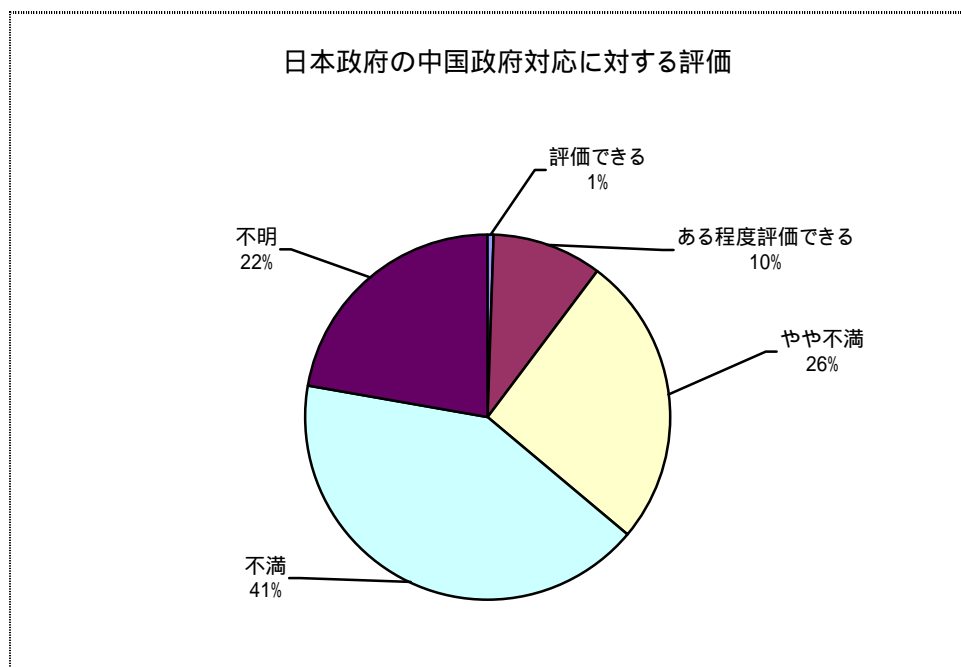
問 23 . 中国地方政府の二セモノ取締りに対する評価

実際の取締りを行う地方政府については、「評価できる」とする企業は 1%にも満たない(回答数は 3 社)。「ある程度評価できる」も 13%しかない。不満は、「不満」(50%)、「やや不満」(18%)を合わせると 68%にもなる。中央政府にも増して、地方政府に対する不満は極めて大きいと言える。



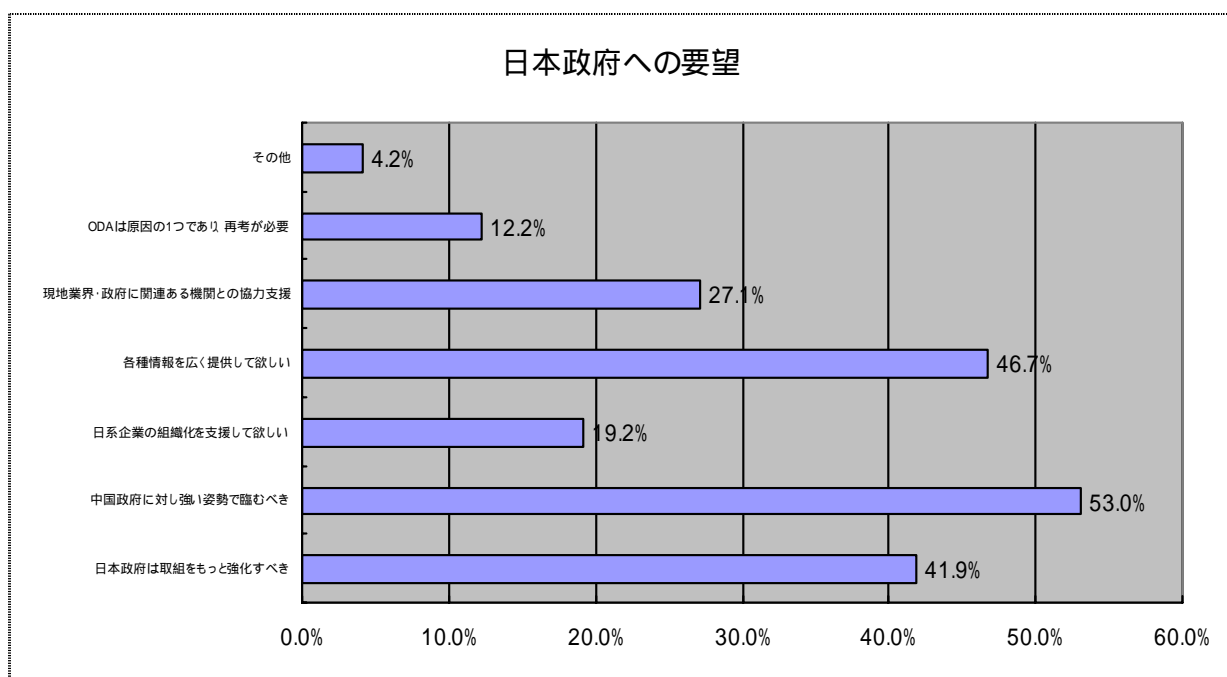
問 24 . 中国政府に対する日本政府の対応に対する評価

「評価できる」は僅ずか1%。「ある程度評価できる」(10%)と合わせても、評価できるとする企業は11%にすぎない。これに対して、「不満」は41%、「やや不満」は26%にも上っており、中国政府に対する日本政府の対応への不満も高まっている。



問 25 . 日本政府に対する要望

日本政府への要望については、上記不満を反映して「中国政府に強い姿勢で臨むべき」が53%と半数を超え、以下「各種情報の提供」(47%)、「取組み自体の強化」(42%)と続いている。



アンケート票

< 調 査 票 >

【ご回答にあたって】

用語定義：この調査で言うニセモノとは、商標権侵害、意匠権（デザイン）侵害、特許権侵害、著作権侵害の模倣製品として下さい（商品パッケージでの表示含む）。

回答用紙：ご回答は別添のご回答用紙にまとめてご記入し、11月20日までにこのご回答用紙のみ、同封の返信用封筒にてご返信下さい。（返信送付先は、集計作業の都合上、北京東方維新投資顧問有限公司となっております。）

その他：金融・サービス業等の方で、ニセモノ問題と業務上、直接関係しない業種の方におかれましては、無理にご回答・ご返信頂く必要はございません。

問1．近年、中国のニセモノ問題は国際問題化しつつありますが、貴社はこの状況をどのように見ておられますか。

- 1．断固として取締まるべきである
- 2．製品によっては取締を強化すべきである
- 3．欧米先進国企業の有名税であり、仕方がない（中国企業のキャッチアップ手段として、ある程度許容すべきである）
- 4．その他

問2．貴社製品の中国国内でのニセモノ被害はどのような状況にありますか？

- 1．被害は深刻である。 ───────────┐
- 2．ある程度の被害はあるが深刻ではない。 ───────────▶ 問3以降へ
- 3．ニセモノはあるようだが、実態は不明。 ───────────┐
- 4．ニセモノ被害の事実はない。 ───────────▶ 問22以降へ
- 5．不明 ───────────┐

問2で、1または2と回答された方は、以下問3以降の全ての設問に、
また、3～5と回答された方は、問22以降の設問にお答え下さい。

問3．貴社製品の二セモノ被害によりどのような権利が侵害されていますか。（複数回答可）

- 1．商標権
- 2．意匠権（デザイン）
- 3．特許権
- 4．著作権
- 5．その他

問4．上記被害のうち、最も大きな被害を受けている財産権は何ですか？（一つだけ選択）

- 1．商標権
- 2．意匠権（デザイン）
- 3．特許権
- 4．著作権
- 5．その他

問5．貴社の二セモノ被害額（損失売上高）は年間総額どの程度と算定していますか？（昨年1年間の算定値）

- 1．10億円以上
- 2．5億円～10億円未満
- 3．2億円～5億円未満
- 4．1億円～2億円未満
- 5．1億円未満
- 6．被害額は不明、又は算定は困難

問6．昨年と比較して、最近の中国の二セモノ被害の傾向についてどう感じますか？

- 1．悪化の傾向
- 2．どちらかと言えば悪化の傾向
- 3．変化なし
- 4．改善の傾向
- 5．不明

問7．中国への工場進出等に伴う技術移転と二セモノ被害との間に関連性があると思われますか？

- 1．中国工場で製造している製品に直接二セモノ被害がある
- 2．中国工場で製造している製品の技術を活用した関連製品に二セモノ被害がある
- 3．工場は進出していないが、中国に供与した技術を活用した二セモノ被害がある
- 4．関連性はない
- 5．不明（orどちらともいえない）

問8．最近の中国製ニセモノ製品の品質等についてどう感じますか？

- 1．真正品にかなり近い品質に向上している
- 2．やや向上しているが、真正品にはまだ劣る
- 3．劣悪である
- 4．不明

問9．貴社の中国製ニセモノ製品の海外への輸出事実についてお伺いします。

- 1．深刻な輸出被害の事実がある
- 2．ある程度輸出被害の事実がある
- 3．疑惑はあるが輸出事実はつかんでいない
- 4．輸出被害の事実はない
- 5．不明

問10．中国国外への輸出に伴う被害額は被害総額（問5の被害額）のどの程度を占めていると思われますか？（昨年1年間の被害割合）

- 1．80%以上
- 2．50%～80%未満
- 3．25%～50%未満
- 4．25%未満
- 5．全くない

問11．輸出を水際で防ぐため、海関（中国の税関）に知的財産権の登録を行っていますか。

- 1．している。
- 2．検討中
- 3．していないし、する予定もない

問12．貴社は中国ニセモノ対策に年間どの程度の予算を投じていますか。（人件費含む昨年1年間の全経費）

- 1．1億円以上
- 2．8千万円～1億円未満
- 3．5千万円～8千万円未満
- 4．2千万円～5千万円未満
- 5．2千万円未満

問13．今年1月から10月まで、自社調査による摘発は何件行いましたか。

- 1．30件以上
- 2．20～29件
- 3．10～19件
- 4．5～9件

- 5 . 1 ~ 4 件
- 6 . 0 件

問14 . 今年 1 月から 1 0 月まで、質量技術監督局や工商行政管理局等の行政機関による自主的摘発に係る貴社への鑑定依頼はどれくらいありましたか。

- 1 . 3 0 回以上
- 2 . 2 0 ~ 2 9 回
- 3 . 1 0 ~ 1 9 回
- 4 . 5 ~ 9 回
- 5 . 1 ~ 4 回
- 6 . 0 件

問15 . 日本本社における中国のニセモノ問題に対する認識についてお伺いします。

- 1 . 本社トップまで情報を共有し、トップも強い認識を持っている
- 2 . 本社対応部署までは情報を共有し、担当部署からのサポートはある
- 3 . 本社に情報は上げているが、本社の認識は低く思うように対応してもらえない
- 4 . 本社に情報を上げるほど、現地に対応しきれていない
- 5 . 不明

問16 . 現在、貴社では中国法人内にニセモノ対策の担当者を配置していますか？

- 1 . 専任の担当者を配置している
- 2 . 他の業務との兼任者を配置している
- 3 . 全く置いていないが、日本本社からサポートしている
- 4 . 全く置いておらず、日本本社からのサポートもない

問17 . 中国に進出している欧米企業と貴社のニセモノ対策とを比較して、どう思われますか？

- 1 . 自社の対策の方が進んでいる
- 2 . ほぼ同等である
- 3 . 欧米企業の方が進んでいる
- 4 . 不明 (or どちらともいえない)

問18 . 欧米の業界単位又は業種横断的団体と比較して、日本の業界団体又は業種横断的団体の取組みをどう思われますか？

- 1 . 日本の団体活動の方が活発である
- 2 . ほぼ同等である
- 3 . 欧米団体の方が活発に活動しており、日本の団体活動を強化すべきである
- 4 . 欧米団体の方が活発であるが、日本の団体活動は現状でよい
- 5 . 不明 (or どちらともいえない)

問19．今後の現地中国法人内の体制についてお伺いします。

- 1．体制強化の方向
- 2．現状のままで対応する方向
- 3．削減の方向
- 4．不明

問20．ニセモノ取締に関する業界、企業連合（外国企業含む）等、他社と組んだ組織的活動（共同の調査や摘発、ロビーイングなど）を行っていますか？

- 1．全ての製品について組織的に対応している
- 2．一部の製品について組織的に対応している
- 3．将来に向け検討中
- 4．組織化の必要性はない
- 5．不明

問21．ニセモノ対策を行う上で障害になっていることは何ですか？（複数回答可）

- 1．対策に多大な経費を必要とする
- 2．何度摘発しても改善の効果が現れない
- 3．調査会社、弁護士事務所等の情報が少なく活用方法が分からない
- 4．中国の法制度上に問題が多い
- 5．司法における運用に問題がある
- 6．中国中央政府における運用に問題がある
- 7．地方保護主義の存在、地方政府の取締担当者の対応に問題がある
- 8．その他

問22．中国中央政府のニセモノ取締り活動に対する評価についてお伺いします。

- 1．評価できる
- 2．ある程度評価できる
- 3．やや不満
- 4．不満
- 5．不明

問23．中国地方政府のニセモノ取締り活動に対する評価についてお伺いします。

- 1．評価できる
- 2．ある程度評価できる
- 3．やや不満
- 4．不満
- 5．不明

問24．中国政府に対する日本政府の対応・取組みについてどう感じていますか？

- 1．評価できる
- 2．ある程度評価できる
- 3．やや不満
- 4．不満
- 5．不明

問25．日本政府に対する要望等についてお伺いします。（複数回答可）

- 1．日本政府の取組をもっと強化すべきである
- 2．首脳レベル等、中国政府に対して強い姿勢で臨むべきである
- 3．日系企業の組織化を支援して欲しい
- 4．各種情報を広く提供して欲しい
- 5．現地産業界とJETRO等政府に関連の深い機関との協力を支援して欲しい
- 6．日本政府による技術協力がニセモノ発生の原因の1つとなっており、そのあり方について再考すべきである
- 7．その他

ご協力ありがとうございました